

社会資本整備・交通分野における 循環型社会形成の取組み

平成18年11月15日



国土交通省

国土交通省における循環型社会形成の取組み

1. 社会資本整備分野

- (1) 建設副産物の対策
- (2) 下水汚泥の利活用
- (3) 公共工事における環境物品等の調達の促進

2. 交通分野

- (1) FRP船リサイクルシステムの構築
- (2) 静脈物流システムの構築

事業者の取組に対する支援

リサイクルポートの構築等

- (3) 自動車に使用するバイオディーゼル燃料関係

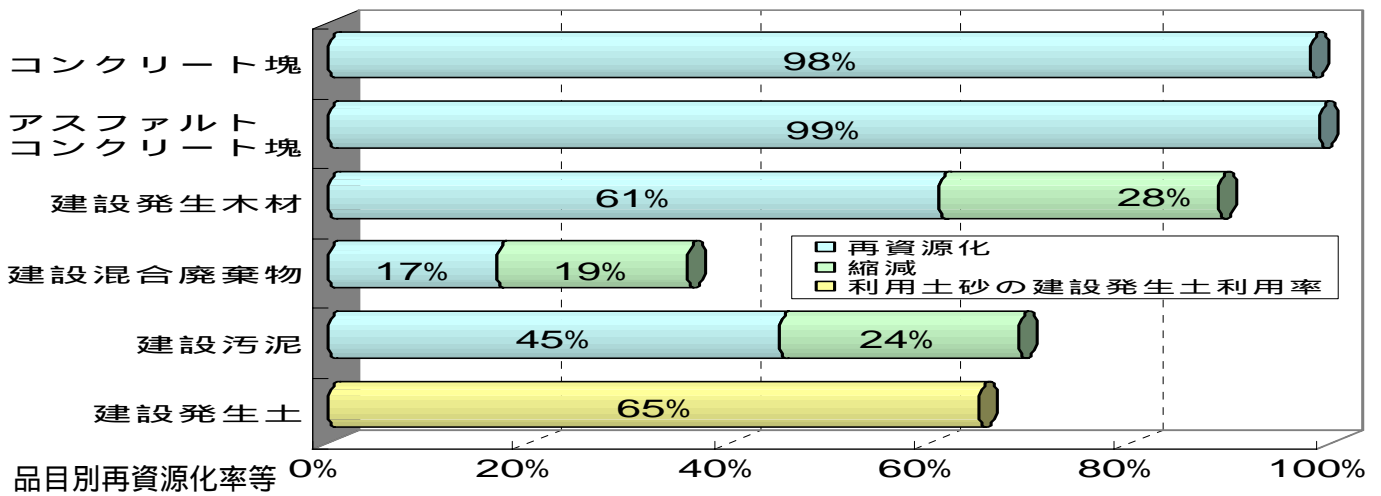
1. 社会資本整備分野

(1) 建設副産物の対策

建設副産物の対策について・建設発生木材の課題と今後の方向

建設副産物の対策について

| | | |
|----------------|----------------------------|----------------|
| コンクリート塊 | : 現状の高い水準を確保 | は建設リサイクル法の対象品目 |
| アスファルト・コンクリート塊 | : 現状の高い水準を確保 | |
| 建設発生木材 | : 再生品の需要拡大等を含めた再資源化を促進 | |
| 建設混合廃棄物 | : さらなる分別の徹底により、再資源化を促進 | |
| 建設汚泥 | : 建設発生土と一体となってリサイクル促進施策を実施 | |
| 建設発生土 | : 指定処分を徹底するとともに、工事間利用を促進 | |



平成14年度建設副産物実態調査結果より作成

建設発生木材の課題と今後の方向

課題

木材チップが不適正に堆積されている



建設発生木材の排出量と木材チップの需要量に乖離が生ずる見込み

平成15年8月、千葉県佐倉市にて不適正に堆積された木材チップの自然発火による火事が発生

建設発生木材の受け皿の確保が必要

対応策

不適正処理の防止
(例:パトロールの実施等)

建設発生木材の排出量の削減

木材チップの需要の確保

建設発生木材のフローを完全に把握する仕組みの構築

平成17年10月「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」を策定

1. 社会資本整備分野

(1) 建設副産物の対策

建設汚泥の課題と今後の方向・建設混合廃棄物・建設発生土の課題と今後の方向

建設汚泥の課題と今後の方向

平成18年3月「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書とりまとめ

基本的考え方

1. 発生抑制の徹底

設計・施工方法の工夫により発生抑制に努める。

2. 再生利用の促進

品質基準の策定

「自ら利用」や工事間利用、及び市販品の購入を進めるため、利用用途別の品質基準を策定する。

再生利用制度の手続き等の簡素化、明確化

「自ら利用」や「個別指定制度」等の既存の再生利用制度について手続きを簡素化・明確化する。

公共工事における率先的な利用

リサイクル原則化ルール適用等により公共工事での利用を拡大する。

3. 適正処理の推進

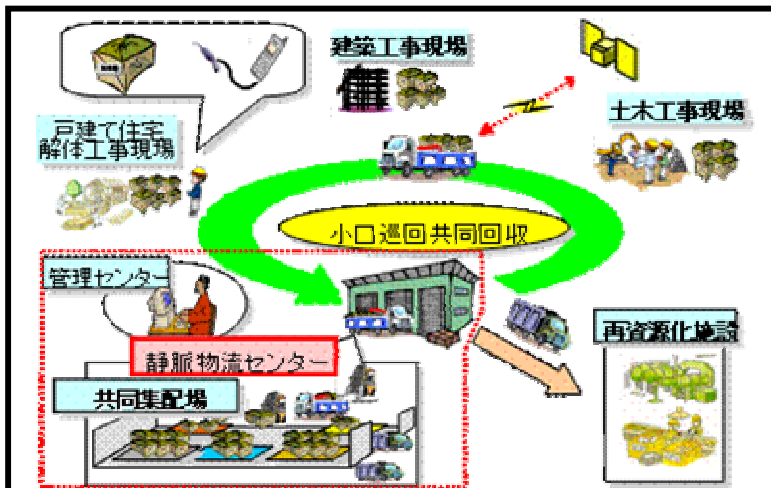
適正な処理業者の選定、適正な契約の徹底、建設汚泥の処理フローの把握、廃棄物処理法の遵守の徹底等により不適正処理を未然に防止する。

4. 関係者の役割の徹底

関係者の連携強化やリサイクル意識の向上を通じて、関係者が担うべき役割を徹底する。

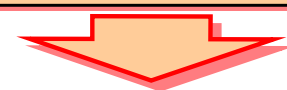
建設混合廃棄物の課題と今後の方向

建設発生土の課題と今後の方向



課題

- ・建設発生土の不適正処理による自然環境・生活環境への影響
- ・建設発生土の工事間利用が進んでいないことに起因する、新材採取に伴う自然環境への影響と土の運搬に用いるトラック台数の増大



平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(国土交通事務次官通知)」を策定

公共工事における利用土砂の建設発生土利用率を平成22年度までに95%にすることを目標(平成14年度利用率:65%)

